

長崎市総合評価一般競争入札落札者決定基準の運用について

長崎市総合評価一般競争入札落札者決定基準（以下「落札基準」という。）の運用について、次のとおり定める。

1 落札基準第4項関係

- (1) ただし書中の「出資比率」については、入札に参加するために結成された共同企業体の出資比率とする。ただし、地場業者の育成及び入札参加促進の観点から必要と認められる場合は、次号に規定する標準率とすることができるものとする。
- (2) 前号の標準率は、構成員数が3社の共同企業体において、当該構成員の種別ごとに、次の率とする。ただし、これにより難しい場合は、別に定めることができるものとする。

標準率 代表構成員 50% その他構成員 25%

附 則(平成31年4月23日決裁)

この運用は、平成31年4月23日から施行する。